

議案第117号

霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉦泉所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉦泉所の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年12月16日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉦泉所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営関平温泉・霧島市営関平鉦泉所の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第257号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条、第6条関係）

使用料

利用者	区分	入浴料	貸切風呂		量	給湯料
			入浴料	部屋代		
おとな		310円	310円	1室2時間当たり	20リットル	1,000円
こども (小学生)		150円	150円	1,240円	10リットル	600円
					2.0リットル	230円
幼児		無料			0.5リットル	110円

備考 貸切風呂は2時間単位とし、2時間を超える場合は、1時間当たり部屋代620円を追加徴収する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

老朽化により使用の制限を予定している自炊室を有料施設から除くとともに、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）により、消費税率及び地方消費税率が平成26年4月1日より改められることに伴い、給湯料を除く使用料について本条例の所要の改正をしようとするものである。